

北海道阿寒高等学校いじめ防止基本方針

平成 26 年（2014 年）3 月 18 日策定
令和 5 年（2023 年）9 月 26 日改訂

1 いじめ防止基本方針の策定

本校は、校訓「不如学」のもと、「一人一人を大切にし、豊かな心の育成を目指す。」を教育目標とし、「夢と希望を持ち、意欲的に学ぶ心」「誠実に協力し合い、人を思いやる心」「心身を鍛え、健康・安全に努める心」「地域の文化と自然を愛する心」の育成を目指している。全校生徒が安心して学校生活を送り、充実した教育活動に取り組めるよう、教職員が生徒とともに、いじめを抑止し人権を守る土壤を育み、いじめを許さない学校づくりを推進する。

そのために日常の指導体制を定め、いじめ防止対策推進法に基づき、いじめの未然防止を図りながら、いじめの早期発見に取り組むとともに、いじめを認知した場合は適切かつ迅速に解決するために、いじめ防止基本方針を定める。

2 いじめの定義

本方針におけるいじめについて、いじめ防止対策推進法第 2 条を踏まえ、次のとおり定義する。

「いじめ」とは、生徒等に対して、当該生徒等が在籍する学校に在籍している等当該生徒等と一定の人的関係にある他の生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった生徒等が心身の苦痛を感じているものをいう。

(1) 具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- ・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・金品をたかられる
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

(2) いじめの要因を考えるにあたり、次の点に留意する。

○いじめは、生徒同士の複雑な人間関係や心の問題から起こるものであり、いじめの芽はどの生徒にも生じ得る。

○いじめは、単に生徒だけの問題ではなく、パワーハラスメントやセクシュアルハラスメント、他人の弱みを笑いものにしたり、異質な他者を差別したりするといった大人の振る舞いを反映した問題でもあり、家庭環境や対人関係など、多様な背景から様々な場面で起り得る。

○いじめは、加害と被害という二者関係だけでなく、はやしたてたり面白がったりする「観衆」の存在、周辺で暗黙の了解を与えていたり「傍観者」の存在や、HR や部活動等の所属集団の閉鎖性等の問題により、いじめは行われ、潜在化したり深刻化したりする。

○いじめの衝動を発生させる原因としては、

- ・心理的ストレス

(過度のストレスを集団内の弱い者を攻撃することで解消しようとする)

- ・集団内の異質な者への嫌悪感情

(凝集性が過度に高まった学級集団では、基準から外れた者に対して嫌悪感や排除意識が向けられることがある)

- ・ねたみや嫉妬感情

- ・遊び感覚やふざけ意識

- ・金銭などを得たいという意識

- ・被害者となることへの回避感情

などが挙げられる。そのため、一人一人を大切にした分かりやすい授業づくりや、生徒の人間関係をしっかりと把握し、全ての生徒が活躍できる集団づくりが十分でなければ、学習や人間関係での問題が過度なストレスとなり、いじめが起こり得る。

○いじめは、生徒の人権に関する重大な問題であり、一人一人が「いじめは絶対に許されない」、「いじめは卑怯な方法である」との意識をもち、それぞれの役割と責任を自覚しなければ、いじめから生徒を守り通すことは難しい。そのため、生徒の発達段階に応じた「男女平等」、「子ども」、「高齢者」、「障がいのある人」、「性的マイノリティ」、「多様な背景を持つ児童生徒」などの人権に関する意識や正しい理解、自他を尊重する態度の育成、自己有用感や自己肯定感の育成を図る取組が十分でなければ、多様性を認め互いに支え合うことができず、いじめが起こり得る。

(3) いじめの解消

いじめを、単に謝罪をもって安易に解消することはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、必要に応じ、被害生徒と加害生徒との関係修復状況など他の事情も勘案して判断する。

①いじめに係る行為が止んでいること

被害生徒に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等から長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又は「いじめ対策委員会」の判断により、より長期の期間を設定する。また、相当の期間が経過するまでは、被害・加害生徒の様子を含め状況を注視し、期

間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

②被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。このことは、被害生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等で確認する。

いじめが解消に至っていない段階では、被害生徒を徹底的に守り通しその安全・安心を確保に向けて取り組み、いじめが解消に至るまで被害生徒の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し実行する。

「北海道いじめ防止基本方針」を基に作成

3 いじめ防止に係る基本的な考え方

いじめの問題に取り組むにあたっては、小規模校の利点を生かし、日頃から個々の生徒たちの学校生活や家庭生活の状況の把握やその情報共有をすすめ、生徒の小さな変化を見逃さないようにする。また、生徒の実態や生徒指導上の課題について確認し、教職員及び関係者の認識の共有を図り、組織的かつ計画的にいじめのない学校を構築する。

(1) いじめの問題への認識

○いじめは、人間として絶対に許されない行為であり、生徒の心身に深刻な影響を及ぼし、生命をも奪いかねない人権にかかる重大な問題である。

○いじめは、すべての生徒に関係する問題である。

(2) いじめの問題への指導方針

○いじめは絶対に許されないと毅然とした態度で、いじめられている生徒の立場に立て指導する。

○すべての生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないよう、いじめが、いじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であるについて、生徒が十分理解できるように指導する。

○いじめの問題への指導は、教職員の生徒観や指導のあり方が問われるものであり、生徒一人一人の個に応じた指導の徹底や生徒自らがいじめをなくそうとする態度を身につけられるような望ましい集団づくりとあわせて行っていく。

(3) いじめの問題への対応

○いじめの防止については、すべての生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなることを目指して行う。

○いじめの問題への対応は、学校における最重要課題の一つであり、一人の教職員が抱

え込むことなく、学校が一丸となって対応する。

○家庭と十分な連携をとりながら、いじめの中には、警察等関係機関と早期の連携が重要となるものがあることを十分認識して取り組む。

4 いじめ防止のための組織

(1) 名称

「いじめ対策委員会」

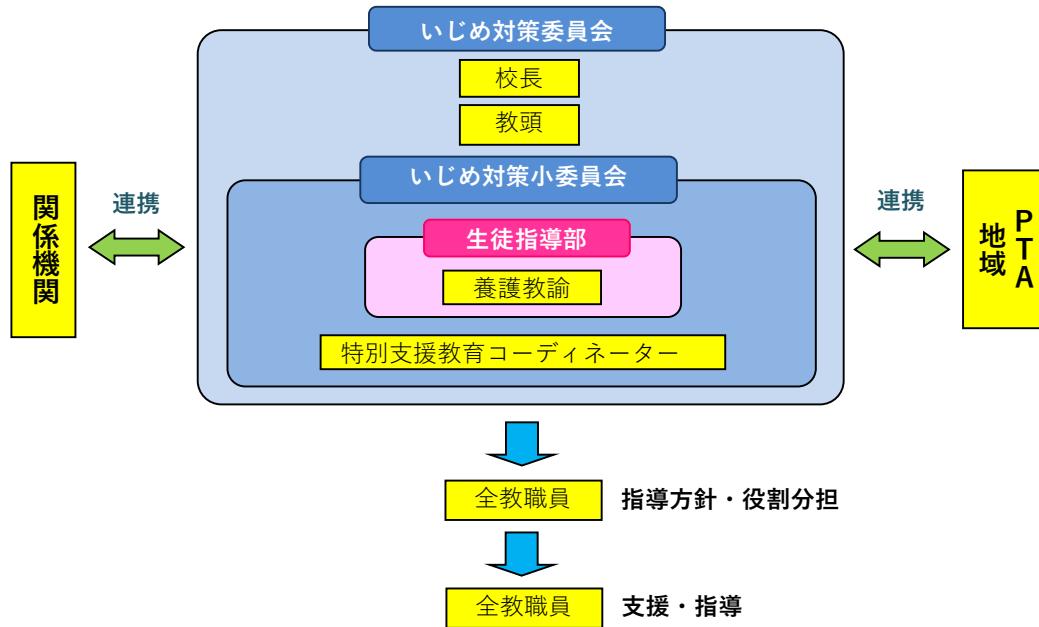
(2) 構成員

校長、教頭、生徒指導主事、生徒指導部員、特別支援教育コーディネーター、
養護教諭、スクールカウンセラー、特別支援教育パートナーティーチャー

(3) 役割

- ・いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくり
- ・いじめの相談・通報を受け付ける窓口
- ・いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、
共有
- ・いじめに係る緊急会議の開催や情報の迅速な共有、関係生徒に対するアンケー
ト調査や聞き取り調査、事実関係の把握といじめであるかの判断
- ・いじめが解消に至るまで被害生徒の支援の継続、支援内容・情報の共有
- ・教職員の役割分担を含む対処プランの策定と実行
- ・いじめの被害生徒に対する支援・加害生徒に対する指導の体制・対応方針の
決定と保護者との連携の組織的な実施
- ・本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正
- ・年間計画に基づいた、いじめの防止等に係る校内研修の企画や実施
- ・本方針が本校の実情に即して適切に機能しているかの点検や見直し
- ・本方針の内容が、生徒や保護者、地域住民から容易に認識される取組の実施
- ・被害生徒を徹底して守り通し、事案を解決する相談・通報を受け付ける窓口
であるなど、「いじめ対策委員会」の役割が、生徒や保護者、地域住民から
も容易に認識される取組の実施

(4) いじめ防止のための学校体制



5 年間計画

(1) 年間計画

	会議・打合せ等	行事等	防止対策等
4月	いじめ対策委員会 引継資料の共有	新入生ORにおける仲間づくりトレーニング クラス開き HR 参観日（全学年）	中学校訪問 入学式後の保護者面談 ネットパトロール① SC活用①
5月	いじめ対策委員会 教育相談委員会 学校評議員会	個人面談（全生徒）	三者面談（3学年） 生徒実態把握（教科担） ネットパトロール② SC活用②③
6月	いじめ対策委員会 教育相談委員会 いじめアンケート後打合せ	個人面談 ケータイ安全教室	いじめアンケートの実施・分析・共有 三者面談（3学年） ネットパトロール③ SC活用④
7月		PT派遣事業 ライフデザイン講座 (性教育・DV防止など)	ネットパトロール④
8月	いじめ対策委員会		ネットパトロール⑤ SC活用⑤
9月	いじめ対策委員会 教育相談委員会	個人面談	ネットパトロール⑥
10月	いじめ対策委員会 いじめアンケート後打合せ 学校評議員会		いじめアンケートの実施・分析・共有 ネットパトロール⑦ SC活用⑥ 三者面談（2学年）
11月	いじめ対策委員会 教育相談委員会	面接練習（1年）	ネットパトロール⑧
12月	いじめ対策委員会	面接練習（2年）	ネットパトロール⑨
1月	いじめ対策委員会		ネットパトロール⑩
2月	いじめ対策委員会 教育相談委員会 学校評議員会	PT派遣事業	ネットパトロール⑪
3月	いじめ対策委員会		ネットパトロール⑫
通年	校内研修、個人研修の情報共有	ボランティア等への積極的参加	教職員による玄関指導 身だしなみ点検・健康調査等 保健室の開放 (養護教諭、学習支援員の面談)

(2) 取組状況の把握と検証 (PDCA)

いじめ対策委員会は、上記のように定期的な会議を開催し、取組が計画通りに進んでいるか、いじめの問題への取組の検証を行い、必要に応じて基本方針や計画の見直しを行う。

6 いじめの未然防止

(1) 基本的な考え方

いじめはどの子供にも起こりうるという事実を踏まえ、いじめの未然防止に向けて、生徒が、心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律ある態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行うとともに、生徒自らがいじめを自分たちの問題として考え、主体的に話し合う機会をつくることができるよう支援する。そのうえで次にあげる具体的な取組を実践する。

(2) いじめ防止のための共通理解

いじめの防止のために、教職員及び生徒は、以下の基本的な認識をもつ。

- ・いじめはどの生徒、どの学校にも起こり得るものである。
- ・いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- ・いじめは大人には気づきにくいところで行われることが多く発見しにくい。
- ・いじめはいじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。
- ・いじめはその行為の態様により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
- ・いじめは教職員の生徒観や指導の在り方が問われる問題である。
- ・いじめは家庭教育の在り方に大きな関わりを持っている。
- ・いじめは学校、家庭、地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。

(3) 具体的取組

○学習指導・特別活動・道徳教育の充実

- ・授業規律の徹底と規範意識、帰属意識を互いに高める集団づくり
- ・コミュニケーション能力を育むための教育活動全体での言語活動
- ・一人ひとりの発達段階に配慮したわかる授業づくり
- ・教科「情報」におけるモラル教育の充実
- ・ホームルーム活動における望ましい人間関係づくりの活動
- ・自己有用感や自己肯定感を育むための特別活動（行事・ボランティア活動等）

○積極的な生徒理解と教育相談体制の充実

- ・担任、学年団等による面談

○いじめ根絶に向けた生徒が主体となった運動の実施

- ・いじめ根絶に対する生徒会等による意識啓発活動

○各種通信（学年通信等）による啓発

- ・望ましい人間関係の在り方、ネットトラブル等の未然防止
- 関係機関（福祉施設関係者・警察等）の協力による講演等の実施
- 日常の教育活動（授業、道徳教育、特別活動、部活動等）をとおした豊かな心の育成
- 教職員の人権感覚育成のための校内研修の実施
- 保護者・地域との緊密な連携による迅速な状況把握・情報共有

7 いじめの早期発見

(1) 基本的な考え方

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけ合いを装つて行われたりするなど、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われる。そのため、些細な兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階から的確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知することが必要である。

日頃からの生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、生徒が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つことが必要である。さらに、インターネット上で行われるいじめに対しては、関係機関と連携し、学校ネットパトロール等から状況を把握し、早期発見、早期対応に努める。また、情報モラル教育の推進による生徒の意識の向上及び保護者への啓発に努める。

(2) 具体的取組

- 校内研修による教職員の意識向上と緊密な情報交換
- 普段からの家庭との連携・協力関係の構築
- いじめアンケートの実施（年2回）
- 心配な様子が見られる生徒に対しての個人面談の実施（いじめアンケート結果の活用）
- 校内巡回等によるきめ細かな生徒観察（別紙生徒、教室、家庭のサイン活用）
- いじめチェックリストの活用
- 学校ネットパトロールからの情報提供と定期的な校内ネットパトロール実施

8 いじめに対する教育相談方針及び生徒指導方針

(1) 基本的な考え方

いじめの発見・通報を受けた場合には、特定の教員で抱え込みず、いじめ対策委員会を中心として速やかに対応し、被害生徒を徹底して守り通すとともに、加害生徒に対しては、当該生徒の人格の成長を旨とする教育的配慮のもと、毅然とした態度で指導する。被害生徒に対しては、事情や心情を聴取し、生徒の状態に合わせた継続的なケアを行う。加害生徒に対しては、事情や心情を聴取し、再発防止に向けて適切に指導するとともに、生徒の状態に応じた継続的な指導及び支援を行う。これらの対応について、全教職員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で取り組む。

なお、「いじめ」が暴行や傷害等犯罪行為にあたると認められる場合や、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じる場合などは、直ちに警察に通報して、被害生徒を守る。その際は、学校での適切な指導・支援を行い、被害者の意向にも配慮した上で、警察に相談・通報し、連携して対応していく。

(2) いじめの発見・通報を受けたときの対応

- 関係生徒に対する迅速な事実確認（状況の正確な把握・確認）

- 関係生徒への支援・指導

ア いじめを受けている生徒に対する支援

いじめられている生徒の苦痛を共感的に理解し、心配や不安を取り除くとともに、全力で守り抜くという「いじめられている生徒の立場」で、継続的に支援する。

- ・苦痛の共感的な理解と対応

- ・安全、安心できる環境の確保

- ・長期的な相談支援（心のケア）

イ いじめを行った生徒に対する指導

いじめは決して許されないという毅然とした態度で、いじめている生徒の内面を理解し、他人の痛みを知ることができるようとする指導を根気強く行う。

- ・相手の苦しみを理解させる指導

- ・自分の行為と自分自身を見つめさせる指導

- ・温かい人間関係づくりの大切さを実感させる指導

- ・人間関係の修復とその維持を適切に実行させる指導

※必要に応じて、出席停止による指導、懲戒による指導及び関係機関（児童相談所・警察等）との連携を行う。

ウ 観衆や傍観者となった生徒に対する指導

周りでおもしろがって見ていたり、見て見ぬふりをしたり、止めようとしなかったりする集団に対し、自分たちでいじめ問題を解決する力を育成する。

- ・いじめを受けている生徒の苦しみを理解させる指導

- ・いじめをはやし立てたり、黙認する意識について見つめ直す指導

- ・いじめを受けている生徒を助けることは、いじめを行っている生徒を助けることにもなるという意識を持たせる指導

※関係生徒の個人情報については、取扱いに十分留意し、適切な支援・指導を行う。

○保護者への対応

ア いじめを受けた生徒の保護者に対して

相談を受けたときには複数の教員で対応し、学校は全力を尽くすという決意を伝え、少しでも安心感を与えられるよう配慮する。

- ・事実を迅速に伝える。
- ・共感的理解と対応を前提に、保護者の心情や要望を十分に聴いた上で、学校の指導方針や解決策について説明し、家庭と連携・協力して根本的な解決を図る。

イ いじめを行った生徒の保護者に対して

事実を確認したら速やかに面談し、丁寧に説明する。

- ・事実を迅速に伝える。
- ・いじめが重大な問題であること、また、学校と家庭双方からの指導が重要であることについて、相互に認識を深め、具体的な対処法や今後の生活改善について、家庭と連携・協力して根本的な解決を図る。

○すべての生徒・保護者に対して

いじめの問題が、HR全体に不安や恐れを感じさせ深刻な影響を与えている場合、HR全体の意識を変える必要がある場合、また、いじめをめぐる情報が事実と異なる内容で広がり、共通理解を図る必要がある場合等は、保護者会を開催することがある。

※家庭への情報提供等の際には、関係生徒の個人情報の取扱いに十分留意する。

9 重大事態への対応

いじめの中には、生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じるような重大事態が含まれる。これら重大事態については、いじめ対策委員会を中心とする「いじめ対策拡大委員会」を編成し、事態に対処するとともに、事実関係を明確にし、同種の事態の発生の防止に役立てるための調査を行う。

(1) 「重大事態」の定義

いじめの「重大事態」を、法第28条に基づいて次のとおり定義する。

- | |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1 いじめにより当該学校に在籍する生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。（生徒が自殺を企図した場合等） |
| 2 いじめにより当該学校に在籍する生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。（年間30日を目安とし、一定期間連続して欠席しているような場合などは、迅速に調査に着手する。） |
| ※生徒や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申立てがあったとき。 |

(2) 具体的な対応

発生事案について、いじめ対策委員会が重大事態と判断した場合は、道教委、釧路教育局に報告するとともに、全教職員の共通認識の下、いじめられた生徒を守ることを最優先としながら、適切な対処や調査を迅速に行う。

○問題解決への対応

- ・情報の収集と事実の整理・記録（情報集約及び記録担当者の決定）
- ・重大事態対応プロジェクトチーム編成

- ・関係保護者、教育委員会及び警察等関係機関との連携
- ・P T A役員及び同窓会等との連携
- ・関係生徒への指導
- ・関係保護者への対応
- ・全校生徒への指導

○説明責任の徹底

- ・いじめを受けた生徒及びその保護者に対する情報の提供
- ・全校保護者への対応
- ・マスコミへの対応

○再発防止への取組

- ・教育委員会との連携のもとでの外部有識者の招聘
- ・問題の背景・課題の整理、教訓化
- ・取組の見直し、改善策の検討・策定

10 その他

この「北海道阿寒高等学校いじめ防止基本方針」は国や北海道の動向に基づき、「いじめ防止対策推進法」、「いじめの防止等のための基本的な方針」及び「北海道いじめ防止基本方針」等を踏まえ、「学校いじめ防止基本方針」の点検・見直し【チェックリスト】及び「いじめ対応ガイドブック・支援ツール『コンパス』」等を活用し、「いじめ対策委員会」によって適宜見直し・点検を行い、学校や生徒の実情に合わせ改訂するものとする。

いじめ早期発見のためのチェックリスト

○日常の行動や様子等

- 遅刻・欠席・早退が増えた。
- 保健室などで過ごす時間が増えた。又は、すぐに保健室に行きたがる。
- 用もないのに職員室や保健室の付近でよく見かける。又は訪問する。
- 教職員の近くにいたがる。
- 登校時に、体の不調を訴える。
- 休み時間に一人で過ごすことが多い。
- 交友関係が変わった。
- 他の子の持ち物を持たされたり、使い走りをさせられたりする。
- 表情が暗く、元気がない。
- 視線をそらし、合わそうとしない。
- 衣服の汚れや擦り傷、傷み等が見られる。
- 持ち物や掲示物等にいたずらされたり、落書きされたり、隠されたりする。
- 体に擦り傷やあざができていることがある。
- けがをしている理由を曖昧にする。

○授業中や昼休みの様子

- 教室にいつも遅れて入ってくる。
- 学習意欲が減退したり、忘れ物が増えたりしている。
- 発言したり、ほめられたりすると冷やかしやからかいがある。また、不自然な雰囲気になる。
- グループ編成の際に、所属グループが決まらず、孤立する。
- グループを編成すると机を離されたり避けられたりする。
- 弁当にいたずらをされる。
- 一人で昼食を食べようになる。
- 用のない場所にいることが増える。

○放課後

- 清掃時間に一人だけ離れて掃除している。
- ゴミ捨てなどいつも人の嫌がる仕事をしている。
- 一人で下校することが多い。
- 一人で部活動の練習の準備や後片付けをしている。
- 部活動を休み始め、急に部活動を辞めたいなどと言い出す。
- 部活動の話題を避ける。

「北海道いじめ防止基本方針のポイント」を基に作成

北海道阿寒高等学校いじめ等対応フローチャート

